

平成28年(行コ)第172号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小林洋一

被控訴人 和泉市長

答 弁 書

平成28年9月6日

大阪高等裁判所第14民事部B2係 御中

〒541-0053 大阪府中央区本町3丁目5番7号

御堂筋本町ビル2階 (送達場所)

電 話 06(4705)2882

F A X 06(4705)2687

被控訴人訴訟代理人

弁護士 比 嘉 廉



同 比 嘉 邦



同 川 上



同 橋 本 匡



同 酒 井 美



同 源 本 恵



控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

被控訴人の主張

第1 原判決について

原判決は、「地方自治法242条1項4号で問題となる損害賠償請求権及び不当利得返還請求権は民法その他の私法上のものと異なるところはないから、損害及び損失の有無、その額については、原告においてこれを主張立証すべきである。そして、前記(1)及び(3)イに認定したところによれば、本件職員は、選挙管理委員会の職員に任命されていなかったものの、現実に選挙管理委員会の職員が行うべき法定外業務を行っており、他方で、本件支出にはその対価として支給された部分が含まれ、同部分の支出により和泉市は本件職員が法定外業務を行わない場合に他の職員を充てるために必要とされる対価の支払を免れたと認められる。そうすると、本件支出のうち法定外業務の対価として支給された部分が違法であることにより和泉市に生じた損害及び損失は、上記部分の支出金額と本件職員の代わりに法定外業務に他の者を充てた場合に必要とされる対価との差額により算定すべきである（最高裁平成16年7月13日第三小法廷判決・民集58巻5号1368頁参照）。」（原判決18頁9行目～22行目）とした上で、「本件支出のうち法定外業務の対価として支給された部分の支出金額（471万8800円）が、本件職員の代わりに法定外業務に他の者を充てた場合に必要とされる対価の額（被告の試算する額は491万7248円）を下回る可能性を否定することができないから、仮に、本件支出のうち法定外業務の対価として支給された部分が違法であるとしても、同部分により和泉市

に損害又は損失が生じたとは認められない」(原判決20頁21行目～最終行)と判示した。

第2 控訴人の主張に対する反論

1 和泉市の投票管理者のほとんどが管理職手当を受給する職員であるとの主張について

(1) 控訴人は、管理職手当を受給している職員には正規の勤務時間外の業務に対する時間外勤務手当や休日勤務手当を支給する必要がないこと及びこれらの職員が管理職手当を受給していることを根拠に、「和泉市は本件職員が法定外業務を行わない場合に他の職員を充てるために必要とされる対価の支払を免れた」とは認められないと主張するが、同主張は失当である。

(2) 原判決は、和泉市の投票管理者が法定外業務を行わない場合に、和泉市としては、法定外業務を行うにあたって、「他の職員を充てるために必要とされる対価の支払」をする必要があったと判示しているのであって、和泉市の投票管理者が管理職であるか否かは、原判決の結論に影響を及ぼす事実ではない。

2 損益相殺が給与条例主義の潜脱に当たるとの主張に対する反論

(1) 給与条例主義の適用を受ける地方公務員であっても、その勤務条件は労働基準法第37条で定める基準以上のものでなければならない(橋本勇・前掲353頁)。

したがって、投票管理者に選任された職員が法定外業務に従事した場合について、仮に手当を支給するための条例の定めがなかったとしても、和泉市は、労働基準法第37条に基づく割増賃金を支払わなければならない。

(2) 和泉市において、投票管理者に選任された職員は、選挙期日の約1ヶ月前から選挙期日までの間、時間外、休日及び深夜に、法定外業務を行っている。

当該職員に対しては、条例に基づく手当が支給されない場合であっても、和泉市は、少なくとも、労働基準法第37条に基づく割増賃金を支払わなけ

ればならず、この割増賃金については条例をもってしても拒むことはできない性質のものである。

このように、法定外業務の対価として支給された部分は、条例をもってしても支給を拒否できないものであることからして、和泉市の損害又は損失を算定するにあたり、和泉市の投票管理者が法定外業務に従事したことによる利益を考慮したとしても、給与条例主義の趣旨を潜脱するものとはいえない。

- (3) したがって、原判決が「本件支出のうち法定外業務の対価として支給された部分が違法であることにより和泉市に生じた損害及び損失は、上記部分の支出金額と本件職員の代わりに法定外業務に他の者を充てた場合に必要とされる対価との差額により算定すべきである」との判示した部分は、給与条例主義の趣旨を潜脱するものとはいえない。

3 法定外業務を選挙管理委員会が行ったときの試算が過大であるとの主張に対する反論

- (1) 控訴人は、控訴人独自の見解に基づき、「投票立会人の選任に係る業務」、「投票所の設置管理に係る業務」及び「投票関連費用の管理・支払いに係る業務」に係る費用を算定しているが、同主張は失当である。

たとえば、控訴人は、和泉市選挙管理委員会が行うべき「投票立会人の選任」のうち、投票立会人の職務内容の説明については、手引きを送付すれば足りると主張する。

しかしながら、投票立会人の職務がいかなるものであって、どのような業務を行うべきかを説明することは、選挙事務を滞りなく進めるにあたって、非常に重要なことであり、手引きを送付すれば足りるといえるようなものではない。

- (2) 加えて、控訴人は、和泉市の投票管理者が、控訴人が指摘する職務以外にも、投票日前日から、投票所の鍵を管理し、投票用紙及び選挙人名簿を管理していることその他選挙管理委員会の職員が行うべき職務を代行していると

いう事実（被控訴人の原審準備書面(6)の3頁7行目～8頁15行目で述べた内容）を看過しており、失当である。

仮に、和泉市選挙管理委員会の職員が、投票日に、投票所の鍵を開け、投票管理者に投票用紙及び選挙人名簿を手渡すこととした場合、和泉市選挙管理委員会の職員を、投票日の朝に、全ての投票所に配置しなければならない。

控訴人は、この場合に想定される「他の職員を充てるために必要とされる対価の支払」を考慮しておらず、失当である。

以 上